

一般社団法人看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会 寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会（以下、「本会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第2条 本会が受領する寄附金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者から使途が特定されていない寄附金
 - (2) 特定寄附金 使途が特定された次に掲げる寄附金
 - ① 使途特定寄附金 寄附者から使途が特定された寄附金
 - ② 募集特定寄附金 本会があらかじめ使途を特定して募集する寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権が含まれるものとする。

(寄附金の募集)

第3条 寄附金の募集は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般寄附金 本会は、常時一般寄附金を募ることができるものとし、所定の寄附金申込書により、寄附の申し出を受け付けることとする。
- (2) 特定寄附金
 - ① 使途特定寄附金 所定の寄附金申込書により、寄附の申し出を受け付けることとする。
 - ② 募集特定寄附金 募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項（以下「募集事項」という。）を理事会の決議により定め、募集事項を記載した募集目論見書を作成のうえ、募集を行うものとする。

(寄附金の使途)

第4条 一般寄附金については、その受入額の50%以上を本会定款第4条に規定する事業に使用しなければならない。ただし、寄附者にこの規程を示し、了承を得るものとする。

2 特定寄附金については、全額を寄附者又は本会の特定した使途に使用するものとする。なお、募集特定寄附金については、適正な募集経費を控除した残額を、募集目論見書に従い使用するものとする。この場合の適正な募集経費は、募集総額の30%以下でなければならない。

(受入基準、制限等)

第5条 本会は、寄附金の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているときは、その寄附金の受け入れを辞退しなければならない。

- (1) 寄附者に寄附金の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
- (2) 寄附者が寄附金の経理について監査を行うこと
- (3) 寄附後に寄附者が寄附金の全部又は一部を取り消すことができること

- (4) 寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡又は使用させること
 - (5) その他、法人の運営上支障がある条件
- 2 前項のほか、次の各号に該当するとき、あるいはその恐れがあるときにおいても、その寄附金の受け入れを辞退しなければならない。
- (1) 反社会的勢力に係る者又は団体等からの寄附と認められるとき
 - (2) 法律に抵触するとき、あるいは社会通念上不相当と認められるとき

(受入手続)

第6条 本会は、寄附金の申込を受理したときは、前条の基準に該当しないことを確認し、寄附金の受け入れを行う。

(募集特定寄付金の特則)

- 第7条 本会が募集特定寄付金の募集を行う場合は、第3条第2号②に規定する募集目論見書を対象者に事前に交付しなければならない。
- 2 本会は、募集特定寄附金の募集期間の終了後、速やかに寄附金総額、使途予定、その他必要な事項を記載した報告書を作成し、寄附者に交付するものとする。
- 3 前2項の募集目論見書、報告書の交付は、本会ホームページに掲載することで、代えることができる。

(受領証等の交付)

第8条 本会は、寄附金を受領したときは、遅滞なく、受領書等を寄附者に交付するものとする。

(情報公開)

第9条 本会が受領する寄附金については、受け入れた財産の額、受入日、使途、寄附者の名称等について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決定による。

(その他)

- 第12条 この規程に規定するもののほか、寄附金の取扱いに必要な事項は、理事会の定めによるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、寄附金の取扱いにつき必要な書類の様式(寄附金申込書、募集目論見書、受領証等)については、会長が定めることができる。

附則

この規程は、2024年6月26日より施行する。